

# Xunit サービス利用規約

2018.4.1 改定

株式会社 ラクスライトクラウド

# 目次

第1章 総則	4
第1条（利用規約の適用）	4
第2条（利用規約の変更）	4
第3条（サービスの提供区域）	4
第4条（サービスの種別）	4
第5条（サービスの終了）	4
第2章 契約	4
第6条（契約の単位）	4
第7条（契約期間）	4
第8条（サービスの提供条件）	5
第9条（契約申込）	5
第10条（契約の成立）	5
第11条（サービス内容の変更）	6
第12条（契約者の地位の承継）	6
第13条（契約者の名称等の変更）	6
第14条（権利の譲渡等の制限）	6
第15条（表明保証）	6
第16条（契約者が行う利用契約の解除）	7
第17条（当社が行う利用契約の解除）	7
第3章 契約者の義務	7
第18条（機器等の管理）	7
第19条（IDおよびパスワードの管理）	7
第20条（電子メールによる応答義務）	7
第21条（必要情報の提供）	8
第22条（技術基準の維持）	8
第23条（禁止行為）	8
第4章 提供中止および提供停止	9
第24条（非常事態時の利用の制限）	9
第25条（提供中止）	9
第26条（提供停止）	9
第5章 料金等	10
第27条（料金等）	10
第28条（料金等の支払義務）	10

第 29 条（料金等の計算方法） .....	10
第 30 条(違約金).....	10
第 31 条（料金等の支払方法） .....	10
第 32 条（割増金） .....	11
第 33 条（延滞損害金） .....	11
第 34 条（消費税） .....	11
第 35 条（端数処理） .....	11
第 36 条（集金代行の委託） .....	11
第 6 章 データ・ソフトウェア等の取り扱い .....	11
第 37 条（ソフトウェアの著作権等） .....	11
第 38 条（データ等の滅失） .....	11
第 39 条（データ、ソフトウェア等の消去） .....	11
第 40 条（解約時のデータ、ソフトウェア等） .....	12
第 7 章 損害賠償.....	12
第 41 条（損害賠償） .....	12
第 42 条（免責） .....	12
第 8 章 雑則.....	12
第 43 条（守秘義務） .....	12
第 44 条（個人情報） .....	12
第 45 条（第三者への委託） .....	13
第 46 条（存続条項） .....	14
第 47 条（管轄裁判所） .....	14
第 48 条（準拠法） .....	14
第 49 条（技術的条件） .....	14
別紙 Xunit サービス 料金表 .....	15
別紙 Xunit サービス（技術的事項） .....	16

# Xunit サービス利用規約

## 第1章 総則

### 第1条（利用規約の適用）

株式会社ラクスライトクラウド（以下、「当社」といいます。）は、Xunit サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、Xunit サービスを契約した契約者（以下、「契約者」といいます。）に対し、本規約に基づき Xunit サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2 契約者は本規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

### 第2条（利用規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 本規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を告知あるいは通知するものとします。ただし、この告知あるいは通知が到達しない場合であっても変更後の利用規約が適用されるものとします。

### 第3条（サービスの提供区域）

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

### 第4条（サービスの種別）

当社が提供する本サービスは、当社が指定したオペレーションシステムおよびソフトウェアの環境をセッティングした、当社の設置した契約者に供するサーバを1台以上インターネット接続したシステムおよび当社が別途定める各種サービスを指し、これを基本サービスと言います。

2 当社は基本サービスに付随して、当社が別途定めるオプションサービスを提供します。

### 第5条（サービスの終了）

当社は、本サービスの一部または全部を変更または終了することがあります。

2 当社は、基本サービスの重要な変更または終了するときは、該当する基本サービスの契約者に対し、変更または終了する1か月前までにその旨を事前に当社の定める方法により通知します。

3 当社は、オプションサービスの重要な変更または終了するときは、該当するオプションサービスの契約者に対し、変更または終了する1か月前までにその旨を事前に当社の定める方法により通知します。

4 当社は、前2項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知します。

## 第2章 契約

### 第6条（契約の単位）

契約者が複数の本サービスを申込場合には、当社とサービス利用契約を個々に締結するものとします。

### 第7条（契約期間）

本サービスの契約期間は次の種別があります。

(1) 通常契約

最低利用期間が半年間のもの(長期契約割引サービスを申し込まないもの)

(2) 長期契約

最低利用期間が1年間のもの(長期契約割引サービスを申し込んだもの)

2 本サービスの契約期間は、第10条（契約の成立）第1項に定める利用開始日から起算します。

3 契約者の申込によりサービスの利用開始日以降に長期契約割引サービスを申し込んだ場合には、当該変更後サービスの契約期間は、当該変更日から起算するものとします。

4 オプションサービスの契約期間は、最低利用期間を6か月とし、6か月を経過した以降は、暦月1か月とします。

5 契約者または当社から期間満了の1か月前までに解除の旨を書面により通知しない場合には、期間満了後1か月単位で更新されるものとし、その後の更新についても同様とします。

6 締結済みの利用契約にサーバの追加申込をする場合、当該サーバの契約期間は、当該サーバの利用申込を当社が承諾した日から起算するものとします。

7 契約者の申込による契約期間の変更は、通常契約から長期契約のみ可能とし、長期契約から通常契約への変更は不可とします。

第8条（サービスの提供条件）

当社は利用契約ごとに専用サーバを貸与します。

2 当社は、利用契約により、IPアドレスの払い出しを行い、払い出しを行ったIPアドレスのうち1つを専用サーバに付与します。契約者は、当社がIPアドレスを付与したサーバを利用するものとします。

第9条（契約申込）

本サービスの利用は、当社所定の利用申込書を提出することによって申込ものとします。

2 前項の利用申込において、別に当社が定める確認資料等を提出していただくことがあります。

3 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。

4 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

5 本サービスを提供する対象は法人に限るものとします。

第10条（契約の成立）

当社が本サービス利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を事前に当社の定める方法により通知します。利用契約は当社が本サービス利用の申込を承諾した日に成立します。

2 契約申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。

3 当社は、次の場合にはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。

(1) サービスの申込をした者（以下、「申込者」といいます。）が第25条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当するとき

(2) 申込者が過去において第25条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当したとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき

(3) 利用申込書に虚偽を記載したとき

(4) 申込者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき

(5) 申込者が指定した支払い口座が金融機関等により利用の差し止めが行われているとき

- (6) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
  - (7) その他当社が不適切と判断したとき
  - (8) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき
- 4 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

#### 第 11 条（サービス内容の変更）

契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込ものとします。

- 2 前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。
- 3 第 1 項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。
- 4 契約者によるサービス内容変更は、当社が変更を承諾し変更後のサービスが利用開始となった日より適用します。

#### 第 12 条（契約者の地位の承継）

契約者である法人が合併または会社分割、事業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 14 日以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

#### 第 13 条（契約者の名称等の変更）

契約者は、以下の各号に変更があったとき（前条による場合を含みます。）は、変更内容をすみやかに当社に届け出るものとします。

- (1) 商号および本店所在地または住所
- (2) 氏名または代表者名
- (3) 当社に届け出た請求書送付先に関する事項

#### 第 14 条（権利の譲渡等の制限）

契約者が本サービスの提供を受ける権利等、利用契約上の権利の一部または全部を、当社の承認なく第三者に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることを禁止します。

#### 第 15 条（表明保証）

当社および契約者は、利用契約締結前、利用契約締結時から契約終了までのすべての時点において、次の各号の事項を表明し保証します。

- (1) 自己およびその従業員、役員等の構成員、株主、関連会社、その他契約者の実質的支配権を有する者等（以下総称して「関係者」といいます）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」といいます)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己およびその関係者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己またはその関係者が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己またはその関係者が、反社会的勢力に対して賃金等を提供し、または便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (5) 自己または第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

#### 第 16 条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除の日の 1 か月前までに解除の旨および解除するサービスなどを当社が別途定める書面により通知するものとします。

2 第 7 条に定める最低利用期間内の解約となる場合を除き、前項の通知を受領した月の翌月末日を解約日とします。

#### 第 17 条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次のいずれかの事由があるときは、利用契約を直ちに解除することができるものとします。なお、この場合において、当社は損害賠償その他何らの責任も負いません。

- (1) 第 25 条（提供停止）第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
- (2) 第 25 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (3) 契約者が利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき
- (5) 契約者が第 15 条（表明保証）各号のいずれかに該当する場合
- (6) 当社が提供する他のサービスにおいて、契約者が当該サービスの利用規約に違反することにより契約を解除されたとき

2 前項の規定により利用契約を解除するときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

### 第 3 章 契約者の義務

#### 第 18 条（機器等の管理）

契約者は本サービスの提供に関し、当社が契約者に提供する機器またはソフトウェアについて、以下の条件を守るものとします。

- (1) 契約者は、機器またはソフトウェアについて、第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2) 機器またはソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3) ソフトウェアの利用に関し、第 38 条（ソフトウェア等の著作権等）の規定を遵守すること

2 前項の規定に違反して機器またはソフトウェアを亡失または毀損した場合は、当社のオペレータまたは当社が指定する者が当該機器またはソフトウェアを復活または修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。

#### 第 19 条（ID およびパスワードの管理）

当社から契約者に本サービスにて提供される ID およびパスワードが通知される場合、契約者は当該 ID およびパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2 契約者は、ID およびパスワードが第三者によって不正に使用されたことを判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社は、ID およびパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 20 条（電子メールによる応答義務）

契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにするものとします。当社からメールがあった場合には、明らかに返信の必要がないと一般的に考えられる場合を除き、それに対して遅滞なく応答を行うこととします

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。契約者は、当該メールが不要な場合には、当社に申し出ることにより、このような電子メールなどの送信を停止させる事ができます。

#### 第 21 条（必要情報の提供）

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

#### 第 22 条（技術基準の維持）

契約者は、第 47 条（技術的条件）に定める技術的条件を遵守するものとします。

#### 第 23 条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせたりする行為、またはそれらのおそれのある行為
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (10) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (11) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (12) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為
- (13) 無断で第三者に広告・宣伝の電子メール、もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、およびそれに類する行為
- (14) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、本サービスを利用して使用し第三者に提供する行為、またはそのおそれのある行為
- (15) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為
- (16) 風俗営業等の規制および適正化に関する法律（以下、「風営適正化法」といいます。）が規定する映像送信型風俗特殊営業、あるいはそのおそれのある行為
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為



- (18) わいせつ、児童買春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (19) 無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為
- (20) 本人の明確な同意なくしてまたは詐欺的手法を用いて第三者の個人情報を調査、収集、利用する行為
- (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為
- (22) 他人のIDあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
- (23) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為
- (24) 反社会的勢力を援助・助長する行為
- (25) その他、他人の法的利益を侵害し、または公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為
- (26) その他、当社が不適切と判断する行為

2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。

3 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第26条（提供停止）に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

## 第4章 提供中止および提供停止

### 第24条（非常事態時の利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスを制限する措置を採ることがあります。

### 第25条（提供中止）

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止する場合があります。

- (1) 当社の設備の保守または工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社の設備の障害等やむを得ないとき
- (3) 第24条（非常事態時の利用の制限）に基づき本サービスの利用の制限を行うとき

2 当社は本サービスの提供を中止するときは、契約者に対しその旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合当社は一切の責任を負いません。

### 第26条（提供停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービス全部または一部の利用を停止することができるものとします。なお、この場合において、当社は損害賠償その他何らの責任も負いません。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第3章に定める契約者の義務に違反したとき
- (3) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷または重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
- (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
- (5) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ない場合

(6) 当社が提供する他のサービスにおいて、当該サービスの利用規約に違反することにより契約を解除されたとき

(7) 契約者が反社会的勢力に該当するおそれがあると当社が判断する場合

(8) その他、当社が不適切と判断するとき

2 当社は契約者に通知することなく、前項の規定により本サービス全部もしくは一部の提供を停止、あるいは停止のために必要な措置をとることができるものとします。これにより契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第5章 料金等

### 第27条（料金等）

本サービスの料金は、別紙の料金表に定めるものとします。

### 第28条（料金等の支払義務）

契約者は、前条(料金等)の料金を支払う義務を負います。

2 第26条（提供停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

3 当社が契約の承諾を取り消した場合は、当社および契約者の協議によって料金等を決定するものとします。

4 契約者の申請を当社が承諾し、本規約に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に通知します。

### 第29条（料金等の計算方法）

契約者は、本サービスの利用に関し、当社が別途定める料金表に基づいた料金、あるいは、契約者と当社で合意した料金に消費税を加えて当社が予め定める方法により支払うものとします。

2 本サービスの利用に関する月額料金の計算にあたっては、毎月1日から末日を1単位とします。なお本サービスの利用開始日が月初めでない場合には、日割り計算した料金を契約者は支払うものとします。

3 契約の解除（最低利用期間を経過する前に解除があった場合を除きます。）の日は当該月末日とし、当該月の料金の額は当該月の末日までの月額料金の額とします。

4 契約者の申込により通常契約の契約期間を経過する前に長期契約に契約変更する場合、申込のあった日の属する月の翌日より長期契約の月額料金が適用されるものとします。

### 第30条(違約金)

第7条に定める通常契約を利用開始から6ヶ月以内に解約した場合、当該解約申請を当社が受理した日から、利用開始後6ヶ月となる月の末日までの期間に対応する本サービスに係る料金額を、契約解除月の月額料金の請求に併せて支払うものとします。

2 第7条に定める長期契約を利用開始から6ヶ月以内に解約した場合、当該解約申請を当社が受理した日から、利用開始後6ヶ月となる月の末日までの期間に対応する本サービスに係る料金額、および、長期契約割引で割引適用される額の1年分を、契約解除月の月額料金の請求に併せて支払うものとします。

3 第7条に定める長期契約を利用開始から6ヶ月以上経過し、1年以内に解約した場合、長期契約割引で割引適用される額の1年分を、契約解除月の月額料金の請求に併せて支払うものとします。

### 第31条（料金等の支払方法）

契約者は、当社より利用月の末日締めで発行する請求書に基づき、契約者は利用月の翌月末日までに当社が指定する金融機関の口座に請求金額を振り込むことにより支払うものとします。この場合の振込み手数料は契約者の負担とします。なお、契約者と金融機関等間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

2 初期料金の合計額が50万円(税抜)以上となる場合には、契約者は、当該初期料金に消費税を加えた金額を指定期日までに当社が指定する金融機関の口座に請求金額を振り込むものとします。

#### 第32条（割増金）

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに当社が指定する金融機関の口座に請求金額を振り込むものとします。

#### 第33条（延滞損害金）

契約者が、料金その他の債務（延滞利息は除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、遅延日数1日につき年14.6%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに当社が指定する金融機関の口座に請求金額を振り込むものとします。

#### 第34条（消費税）

契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法（平成6年法律第109号）および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

#### 第35条（端数処理）

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第36条（集金代行の委託）

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

## 第6章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

#### 第37条（ソフトウェアの著作権等）

契約者に提供されるソフトウェアおよびその他の各種情報（以下、「ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

#### 第38条（データ等の滅失）

当社が本サービスで提供するサーバのデータ等が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

#### 第39条（データ、ソフトウェア等の消去）

当社は、契約者の登録した情報等または契約者の管理する情報等が、第 26 条（提供停止）各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、または情報の転送もしくは配送を停止することがあります。

2 当社は、前項に基づく情報等の削除または転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負わないものとします。

第 40 条（解約時のデータ、ソフトウェア等）

第 5 条（サービスの終了）、第 16 条（契約者が行う利用契約の解除）または第 17 条（当社が行う利用契約の解除）により、サービスが終了または解除された場合、サーバ内のデータ、ソフトウェア等を削除します。これによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします

## 第 7 章 損害賠償

第 41 条（損害賠償）

当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由（第三者の開発したソフトウェア等に起因する損害は含まない。）により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して、本サービスの提供が可能と弊社が確認した時刻までの時間を 24 で除した数(小数点は切り捨てます)に当該サービスの月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を限度として、契約者に現実発生した直接損害の賠償請求に応じます。但し、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 14 日を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。

2 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

3 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

4 本契約に関し、当社が契約者に対して損害賠償義務を負う場合においても、その損害額の上限は、本サービスの月額料金までとします。

第 42 条（免責）

前条（損害賠償）第 1 項および第 2 項の規定は、本契約に関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他の本来の利用目的以外に使用されたことによってその結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は前条（損害賠償）の責任以外には、法律上の責任並びに明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

## 第 8 章 雑則

第 43 条（守秘義務）

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」という）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

(5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前項の定めにかかわらず、利用規約において定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。

3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求若しくは指導により開示すべき情報を、当該法令の定め若しくは当該官公署の要求若しくは指導に基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。

この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を具体化した資料等（以下本条において「資料等」という）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」という）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

6. 前各項の定めに関わらず、当社が必要と認めた場合には、第 45 条（第三者への委託）所定の委託先に対して、委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときまたは本サービス終了後、資料等、相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を相手方に返還または消去するものとします。但し、本サービスの仕組み上、契約者自らが秘密情報（次条に定める個人情報を含みます）を消去できる場合はこの限りではありません。

8. 本条の規定は、秘密情報の提供を受けた日から 5 年間で有効に存続するものとします。

#### 第 44 条（個人情報）

当社は、本サービス遂行のため契約者より提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）について、当社所定の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」に記載された内容に基づき、適切に取り扱うものとします。

「個人情報保護方針」

<http://www.xunit.jp/legal/mp.html>

「個人情報の取り扱いについて」

<http://www.xunit.jp/legal/pp.html>

#### 第 45 条（第三者への委託）

契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者（「委託先」といいます）に委託することを了承するものとします。

#### 第 46 条（存続条項）

理由の如何を問わず本契約が終了した場合においても、第 14 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 46 条、第 47 条及び第 48 条の規定はなお有効に存続するものとします。

第 47 条（管轄裁判所）

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 48 条（準拠法）

本契約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

第 49 条（技術的条件）

本サービスにおける基本的な技術事項は、別紙のとおりとします。

## 別紙 XUNIT サービス 料金表

### 1. 基本サービス料金

コース名	初期費用	月額料金	月額料金 (長期契約割引サービス申込時)
スタンダード	50,000 円	40,000 円	32,000 円
ハイエンド	100,000 円	70,000 円	56,000 円
エンタープライズ	150,000 円	100,000 円	80,000 円

※上記、すべて税抜表示となっております。

### 2. オプションサービス料金

オプションサービスの料金は、弊社が別途定めるものとします。

## 別紙 XUNIT サービス（技術的事項）

### 1. IP アドレス

当社は、契約者に IP アドレスの払い出しを行い、契約したサービスに応じ、当社の設置するルータおよび NW 機器、契約者に供する専用サーバにそれぞれ IP アドレスを付与します。

### 2. ネームサーバ

セカンダリサーバに限り、当社の指定するサーバを無償で提供します。

### 3. NTP サービス

当社は、契約者に供するサーバに対して、当社のネットワークセンタにおいて 1 つの NTP サーバを提供します。契約者に供するサーバは、このサーバのクライアントとして NTP サービスを利用できます。

### 4. サーバ初期化

契約者からの申請により、専用サーバを利用開始時の状態に初期化する作業を行います。契約者は、この作業を行うことにより、それ以前に当該サーバのハードディスク内に蓄積されたデータ、ソフトウェア等は滅失することをあらかじめ了解の上、当社に申請するものとします。なお、サーバ初期化作業を行う日時は当社が別途定める作業時間内において実施します。

### 5. 機能、性能の保証

本サービスで提供される役務は、結果を保証するものではなく、監視対象物件等の対象ソフトウェアおよびハードウェアが公知された範囲で、その機能、性能を、安定して得られるよう合理的かつ最善の作業を行うものとします。

### 6. ソフトウェアの権利

本サービスで使用するソフトウェア（オープンソースコード・ソフトウェアを含む）については、当社は販売を行うものではなく、現時点で一般に入手可能なものを契約者に代わってインストールを行うものです。これらの各ソフトウェアの権利は各々の著作権者に帰属するものであり、当社はいかなる権利譲渡の代行を行うものではありません。ただし、当社が正式な契約に基づき入手し、納品されたソフトウェアについては、この限りではありません。